



# 大竹社労士事務所通信

平成 26 年 5 月 (Vol. 98)

## ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

e-mail：buri@ares.eonet.ne.jp

URL：http://www.e-jinji.jp/ (人事労務コンサルティング室)

## 「非正規社員の正社員化」の動きと 「限定正社員」

### 小売、流通、外食を中心に増加

先日、衣料専門チェーン「ユニクロ」を運営する株式会社ファーストリテイリングが、現在約3万人いるパート社員・アルバイト社員のうち、半数以上の約1万6,000人を今後2～3年かけて正社員に登用していくことを発表したとの報道がありました。

同社以外にも、流通業や外食産業などにおいて、大手企業を中心に「正社員化」の動きが広がっているようです。

### 「正社員化」のねらい

この「正社員化」の広がり背景には、以下のような企業の思惑があるようです。

- ・「経験豊富な非正規社員のノウハウを活用したい」
- ・「待遇改善によって優秀な人材を定着させたい」
- ・「景気回復の影響による人材不足状態を解消したい」
- ・「社員のやる気をアップさせて業務の質を高めたい」

### 「限定正社員」の活用

なお、ファーストリテイリングでは、勤務地限定(店舗限定)で働くことができ、雇用期間に定めのない「限定正社員」の仕組みを取り入れるとのことでした。

この「限定正社員」は、正社員と非正規社員の中間に位置する雇用形態であり、勤務地の限定のほか、職種・職種や労働時間などを限定するものもあり、最近では「多様な正社員」や「ジョブ型正社員」などとも呼ばれています。

現在、「限定正社員」の仕組みを積極的に取り入れていこうとする政府・厚生労働省の動きがありますが、何らかの「限定」があることにより、通常の正社員よりも待遇(賃金水準)が低く設定されることが一般的です。

### 「限定正社員」に対する懸念

限定正社員には、育児や介護が必要なため「自宅の近くでしか働けない」「長時間は働けない」等、正社員として働くことに何らかの制約のある人に対して「正社員」の道を開くメリットがあるとされています。しかし、「賃金を低く抑えるための口実として使われる」「通常の正社員よりも解雇されやすい」などといった懸念の声も挙がっています。

## 労働・社会保険事務で留意すべき改正点

### 労働保険関係

・育児休業給付の支給率(休業前の賃金に対する給付割合)が、休業開始後6カ月の間は、50%から67%に引き上げられました。

・教育訓練給付金が拡充され、厚生労働省の指定講座を受ける場合の支給額が受講費用の2割から4割に引き上げられました。さらに、資格取得等のうえで就職に結びついた場合は受講費用の2割が追加支給されます。

・再就職後6カ月以上職場に定着することを条件に、離職前の賃金よりも再就職後の賃金が下がった場合には、再就職手当の他に就業促進定着手当(上限あり)が支給されます。

・その他、特定理由離職者等の失業等給付の給付日数に関する暫定措置が、3年間延長されました。

### 年金保険・企業年金関係

2014年度の国民年金保険料は15,250円です。

また、2014年度の年金額は、0.7%引き下げられて64,400円となり、4月分の年金が支給される6月から変わります。

さらに、4月1日以降に妻が死亡した父子家庭にも遺族基礎年金が支給されることとなった他、産休期間中の保険料免除制度が4月からスタートし、この対象

となるのは4月30日以後に産休が終了する被保険者です。

この他、厚生年金基金制度の原則10年後廃止を定めた、いわゆる「厚生年金基金見直し法」が4月1日より施行されています。

### 医療保険関係

3月末までに70歳に達している方を除いて、70～74歳の方の医療費の窓口負担が本来の2割負担となりますが、高額療養費の自己負担限度額については据え置かれることとなります。

また、後期高齢者医療の保険料率が改定され、2014年度から2015年度の保険料額は全国平均で月額5,668円（見込）となります。

### 介護保険関係

第2号被保険者が負担する介護保険料が月額平均5,273円（見込）となっています。実際の保険料額は被保険者の加入する健康保険の種類によって異なりますので、今一度ご確認をお願いいたします。

## 「コンプライアンス違反」で倒産する企業の特徴

### 増加する“コンプライアンス違反倒産”

粉飾決算や脱税、偽装などのコンプライアンス違反は、今や企業の存続すら危うくしてしまう可能性のある重大事項となっています。

先日、帝国データバンクから、コンプライアンス違反が原因で倒産（＝コンプライアンス違反倒産）した企業について調査・分析した結果が発表されました。

この調査は2005年度から実施されており、この調査で判明した2013年度における「コンプライアンス違反倒産」（負債1億円以上の法的整理のみ）は、過去最多の209件（2005年度は74件、2012年度は200件）となりました。

### 違反の類型別に見ると...

主なコンプライアンス違反の類型は次の通りです。

- (1) 粉飾（52件）
- (2) 業法違反（33件）
- (3) 資金使途不明（22件）
- (4) 不正受給（17件）
- (5) 雇用（16件）

上記のうち、「不正受給」には助成金や介護報酬などの不正受給が含まれ、「雇用」には主に労働基準法違反が含まれています。

また、業種別に見てみると、上位から「建設業」（56件）、「サービス業」（43件）、「製造業」（34件）、「卸売業」（29件）、「運輸・通信業」（28件）の順となっています。

### コンプライアンス違反の影響

コンプライアンス違反は、多額の金銭的影響（課徴金の納付、第三者委員会の調査費用等）がある他、消費者や取引先へ与える影響も多大です。

財務基盤が弱い企業、顧客離れが大量発生した企業については、これらの影響により簡単に倒産することがあり得る時代なのと言えます。

## 20分で8時間分の疲労回復効果!? 侮れない「昼寝」の効用

### 健康づくりのための「睡眠」のポイント

11年ぶりに改定されることとなった「健康づくりのための睡眠指針」では、若年・勤労・熟年の世代別に、年齢等に応じた睡眠のポイントを示しています。

勤労世代については、疲労回復・エネルギーアップのため、毎日6時間以上8時間未満の睡眠を取るようアドバイスしています。睡眠不足が続くと「寝だめ」で回復を図ろうと考えがちですが、効果はないとしています。

また、就業時間中に眠気が生じた場合には、午後早めの時間に30分以内の昼寝をすると作業能率の改善に効果的であるとしています。

### 短時間睡眠「パワーナップ」の効用

「パワーナップ」とは、アメリカの社会心理学者ジェームス・マースが提唱する睡眠法で、時間当たりの睡眠の効用を最大限に引き出す方法とされています。

昼食後、午後3時までの間に20分の仮眠を取ると、8時間寝たのと同じくらいの疲労回復効果があり、その後の作業効率が上がるとしています。

アメリカ海兵隊にも取り入れられるほど浸透しているようで、オーストラリアでもドライバーの疲労による事故リスクを軽減するため、15分ほどのパワーナップを勧めているところがあるそうです。

## 職場で実践する場合のやり方

最も効果的なのは、昼休みの前半にランチを食べ、コーヒーを飲んでから後半に 20 分の昼寝をする方法です。寝る前にコーヒーを飲む理由は、コーヒーに含まれるカフェインの効果が目覚める頃に現れるようにするためです。

寝る時の姿勢は、椅子にもたれるか机に突っ伏すのが良いとされています。横になるとすぐに深い眠りに落ちてしまい、20分で起きるのが難しくなってしまうからです。

そして、最も重要なのは「20分」という時間を守ることです。昼寝時間が長くなると深い睡眠に入ってしまう、起きることが難しくなってしまいますし、夜の睡眠にも悪影響が出てしまいます。

睡眠不足が続いて疲れを感じるというときには、ぜひ試してみてください。

## 編集後記

ゴールデンウィークも終わってしまいましたね。

今年はかなり飛び石連休でしたが、みなさまリフレッシュできましたでしょうか？連休明けの疲れには、今月号で取り上げました“20分お昼寝”が有効かもしれません。是非お試しください。

今月も最後までお読みいただき有り難うございました。(R.O)

## 5月の税務と労務の手続 [ 提出先・納付先 ]

12日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

[ 郵便局または銀行 ]

雇用保険被保険者資格取得届の提出

< 前月以降に採用した労働者がいる場合 >

[ 公共職業安定所 ]

労働保険一括有期事業開始届の提出

< 前月以降に一括有期事業を開始している場合 >

[ 労働基準監督署 ]

6月2日

軽自動車税の納付 [ 市区町村 ]

自動車税の納付 [ 都道府県 ]

健保・厚年保険料の納付 [ 郵便局または銀行 ]

日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

[ 年金事務所 ]

労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [ 公共職業安定所 ]

外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）< 雇入れ・離職の翌月末日 >

[ 公共職業安定所 ]